

文京区リサイクル清掃審議会公募委員募集要領

16文資リ第542号平成16年10月14日部長決定

改正 平成18年8月16日

改正 平成23年3月25日

改正 平成28年3月24日

改正 令和5年10月13日

改正 令和8年4月22日

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の適正な処理及び再利用を行い、清掃事業の効率的な運営を図るため、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月文京区規則第12号）第61条の2第3号に定める委員（以下「公募委員」という。）の募集について、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 公募委員に応募できる者は、区が行う清掃・リサイクル事業に関心があり、区内に在住、在勤、在学者で、公募委員の任期開始時において満18歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は応募することができない。

(1) 文京区職員及び文京区議会議員

(2) 応募の時に、2つ以上の区の審議会等（区の附属機関又は区長の私的諮問機関として設置されている会議等をいう。）の委員である者

(募集の周知)

第3条 公募委員の募集の周知は、区報「ぶんきょう」に掲載すること等により行う。

(応募方法)

第4条 公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、文京区リサイクル清掃審議会公募委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、又は文京区ホームページの文京区リサイクル清掃審議会公募委員申込フォームに必要事項を入力し、別に定める募集期間内に申し込むものとする。

(選考)

第5条 公募委員は、応募者のうちから、申込書による資格審査及び面接の審査により選考を行い、別に定める選考委員会によって決定する。

2 前項の選考の結果は、応募者全員に通知する。

(庶務)

第6条 公募委員の募集に関する庶務は、資源環境部リサイクル清掃課において処理する。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、別に資源環境部長が定める。

付 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年3月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年3月24日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年10月13日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月22日から施行する。

(別記様式)

文京区リサイクル清掃審議会公募委員申込書

年 月 日

ふりがな

氏 名 _____

生年月日 _____

年

月

日

性 別 _____

〒 _____

住 所 _____

電話番号（日中の連絡先） _____

（ _____ ）

自宅・勤務先・その他

◆地域での活動状況等があれば記入してください。

◆現在、文京区以外の審議会等に所属している場合は、名称を記入してください。

◆在勤者・在学者の方は以下の項目も記入してください。

勤務先・学校の名称 _____

所在地

文京区

丁目

番

号

裏面あり

◆論文テーマ「循環型社会を実現するために必要なこと」

※300字程度で記載してください。

A large rounded rectangular box with a solid black border and rounded corners. Inside the box, there are 25 horizontal dashed lines spaced evenly, providing a guide for writing the response.